

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年二月二十六日奈良県指令建第一〇六一―一二三号

令和三年五月十七日奈良県指令建第一〇六一―一二三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年六月一日建第九八〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市瓦口四〇番一の一部、四〇番九の一部、四三番一及び四六番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市瓦口一〇七番地

秋山甚佐久